

第4 税率に関する調

1 県税の税率等の推移	48
(1) 県民税	48
(2) 事業税	50
(3) 不動産取得税・県たばこ税・ゴルフ場利用税・特別地方消費税・ 地方消費税	53
(4) 軽油引取税・狩猟税・鉾区税・石油価格調整税・産業廃棄物税・ 自動車取得税	55
(5) 自動車税	57

1 県税の税率等の推移

(1) 県民税

税目 \ 年度			平成26年 (2014年)	平成26年 10月1日 以後開始 事業年度	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年	
県民税	個人県民税	均等割		1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
		所得割		(所得) 4%	(所得) 4%	(所得) 4%	(所得) 4%	(所得) 4%	(所得) 4%
	法人県民税	均等割	資本等の金額が 50億円超	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円
			資本等の金額が 10億円超～50億円 以下	540,000円	540,000円	540,000円	540,000円	540,000円	540,000円
			資本等の金額が 1億円超～10億円 以下	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円
			資本等の金額が 1,000万円超～1億円 以下	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
			上記以外	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
		法人税割	本則	5.0%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%
			附則 (超過課税)	5.8% (注1)	4.0% (注1)	4.0% (注1)	4.0% (注1)	4.0% (注1)	4.0% (注1)
	県民税利子割 (昭和63年度から)			5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
	県民税配当割 (平成16年から)		本則	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
			附則						
	県民税株式等 譲渡所得割 (平成16年から)		本則	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
			附則						

(注1) 平成12年6月1日から令和2年5月31日までに終了する事業年度分について資本の金額

(1) 県民税

税目 \ 年度			令和元年	令和元年 10月1日 以後開始 事業年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
県民税	個人県民税	均等割		1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
		所得割		(所得) 4%	(所得) 4%	(所得) 4%	 4%	 4%	 4%
	法人県民税	均等割	資本等の金額が 50億円超	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円
			資本等の金額が 10億円超～50億円 以下	540,000円	540,000円	540,000円	540,000円	540,000円	540,000円
			資本等の金額が 1億円超～10億円 以下	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円
			資本等の金額が 1,000万円超～1億円 以下	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
			上記以外	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
		法人税割	本則	3.2%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
			附則 (超過課税)	4.0% (注1)	1.8% (注1)	1.8% (注1)	1.8% (注1)	1.8% (注1)	1.8% (注1)
	県民税利子割 (昭和63年度から)			5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
	県民税配当割 (平成16年から)		本則	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
			附則						
	県民税株式等 譲渡所得割 (平成16年から)		本則	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
			附則						

(注1) 平成12年6月1日から令和7年5月31日までに終了する事業年度分について、「資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人」又は「法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円超のもの」

(2) 事業税

税目 \ 年度			平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成26年 10月1日以 降開始事業 年度	平成27年 (2015年)
事業税	個人事業税	第1種事業	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
		第2種事業	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%
		第3種事業	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
		あん摩等の事業等	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%
	法人事業税	①収入金課税法人	本則	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%
			附則	0.7% (注1)	0.7% (注1)	0.7% (注1)	0.9% (注1)	0.9% (注1)
		②普 通 法 人	本 則	(所得) (注2) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	(所得) (注2) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	(所得) (注2) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	(所得) (注2) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	(所得) (注2) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%
			附 則	(所得) (注1,2) 400万円以下 2.7% 800万円以下 4.0% 800万円超及び 清算所得 5.3%	(所得) (注1,2) 400万円以下 2.7% 800万円以下 4.0% 800万円超及び 清算所得 5.3%	(所得) (注1,2) 400万円以下 2.7% 800万円以下 4.0% 800万円超及び 清算所得 5.3%	(所得) (注1,2) 400万円以下 3.4% 800万円以下 5.1% 800万円超及び 清算所得 6.7%	(所得) (注1,2) 400万円以下 3.4% 800万円以下 5.1% 800万円超及び 清算所得 6.7%
		③特 別 法 人	本 則	(所得) (注2) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	(所得) (注2) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%
			附 則	(所得) (注1,2) 400万円以下 2.7% 400万円超及び 清算所得 3.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 2.7% 400万円超及び 清算所得 3.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 2.7% 400万円超及び 清算所得 3.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 3.4% 400万円超及び 清算所得 4.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 3.4% 400万円超及び 清算所得 4.6%
		④軽減税率 不適用法人	本 則	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%
			附 則	(注1) 普通法人 5.3% 特別法人 3.6%	(注1) 普通法人 5.3% 特別法人 3.6%	(注1) 普通法人 5.3% 特別法人 3.6%	(注1) 普通法人 6.7% 特別法人 4.6%	(注1) 普通法人 6.7% 特別法人 4.6%
		⑤外形標準課税対象 法人(平成16年から)		(注2) 資本割 0.2% 付加価値割 0.48% 所得割 400万円以下 3.8% (注1) 1.5% 400万円超 800万円以下 5.5% (注1) 2.2% 800万円超及び 清算所得 7.2% (注1) 2.9%	(注2) 資本割 0.2% 付加価値割 0.48% 所得割 400万円以下 3.8% (注1) 1.5% 400万円超 800万円以下 5.5% (注1) 2.2% 800万円超及び 清算所得 7.2% (注1) 2.9%	(注2) 資本割 0.2% 付加価値割 0.48% 所得割 400万円以下 3.8% (注1) 1.5% 400万円超 800万円以下 5.5% (注1) 2.2% 800万円超及び 清算所得 7.2% (注1) 2.9%	(注2) 資本割 0.2% 付加価値割 0.48% 所得割 400万円以下 3.8% (注1) 2.2% 400万円超 800万円以下 5.5% (注1) 3.2% 800万円超及び 清算所得 7.2% (注1) 4.3%	(注2) 資本割 0.3% 付加価値割 0.72% 所得割 400万円以下 3.8% (注1) 1.6% 400万円超 800万円以下 5.5% (注1) 2.3% 800万円超及び 清算所得 7.2% (注1) 3.1%

(注1) 地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定により、平成20年10月1日以後に開始する事業年度分について適用される税率

(注2) 平成22年10月1日以後の解散からは清算所得課税は廃止

(2) 事業税

税目 \ 年度			平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和元年 10月1日 以降開始 事業年度
事業税	個人 事業税	第1種事業	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
		第2種事業	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%
		第3種事業	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
		あん摩等の事業等	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%
	法人 事業税	①収入金課税法人	本則	1.3%	1.3%	1.3%	1.0%
			附則	0.9% (注1)	0.9% (注1)	0.9% (注1)	
		②普通法人	本則	(所得) (注2) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	(所得) (注2) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	(所得) (注2) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超 9.6%	(所得) 400万円以下 3.5% 800万円以下 5.3% 800万円超 7.0%
			附則	(所得) (注1,2) 400万円以下 3.4% 800万円以下 5.1% 800万円超及び 清算所得 6.7%	(所得) (注1,2) 400万円以下 3.4% 800万円以下 5.1% 800万円超及び 清算所得 6.7%	(所得) (注1) 400万円以下 3.4% 800万円以下 5.1% 800万円超 6.7%	
		③特別法人	本則	(所得) (注1,2) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 5% 400万円超 6.6%	(所得) 400万円以下 3.5% 400万円超 4.9%
			附則	(所得) (注1,2) 400万円以下 3.4% 400万円超及び 清算所得 4.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 3.4% 400万円超及び 清算所得 4.6%	(所得) (注1) 400万円以下 3.4% 400万円超 4.6%	
		④軽減税率 不適用法人	本則	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%
			附則	(注1) 普通法人 6.7% 特別法人 4.6%	(注1) 普通法人 6.7% 特別法人 4.6%	(注1) 普通法人 6.7% 特別法人 4.6%	
		⑤外形標準課税対象 法人(平成16年から)	(注2) 資本割 0.5% 付加価値割 1.2% 所得割 400万円以下 1.9% (注1) 0.3% 400万円超 800万円以下 2.7% (注1) 0.5% 800万円超及び 清算所得 3.6% (注1) 0.7%	(注2) 資本割 0.5% 付加価値割 1.2% 所得割 400万円以下 1.9% (注1) 0.3% 400万円超 800万円以下 2.7% (注1) 0.5% 800万円超及び 清算所得 3.6% (注1) 0.7%	(注2) 資本割 0.5% 付加価値割 1.2% 所得割 400万円以下 1.9% (注1) 0.3% 400万円超 800万円以下 2.7% (注1) 0.5% 800万円超及び 清算所得 3.6% (注1) 0.7%	(注2) 資本割 0.5% 付加価値割 1.2% 所得割 400万円以下 1.9% (注1) 0.3% 400万円超 800万円以下 2.7% (注1) 0.5% 800万円超 3.6% (注1) 0.7%	(注2) 資本割 0.5% 付加価値割 1.2% 所得割 400万円以下 0.4% 400万円超 800万円以下 0.7% 800万円超 1.0%

(注1) 地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定により、平成20年10月1日以後に開始する事業年度分について適用される税率

(注2) 平成22年10月1日以後の解散からは清算所得課税は廃止

税目			年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
事業税	個人事業税	第1種事業		5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	
		第2種事業		4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	
		第3種事業		5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	
		あん摩等の事業等		3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	
	事業税	収入金課税法人	①電気供給業(小売電気事業・発電事業を除く)、導管ガス供給業、保険業、貿易保険業を行う法人	収入割 1.0%	収入割 1.0%	収入割 1.0%	収入割 1.0%	
			②小売電気事業、発電事業又は特定卸供給業を行う法人	イ ロ以外の法人 (令和2年より)	収入割 0.75% 所得割 1.85%	収入割 0.75% 所得割 1.85%	収入割 0.75% 所得割 1.85%	
				ロ 外形標準課税対象法人 (令和2年より)	収入割 0.75% 付加価値割 0.37% 資本割 0.15%	収入割 0.75% 付加価値割 0.37% 資本割 0.15%	収入割 0.75% 付加価値割 0.37% 資本割 0.15%	
			③特定ガス供給業を行う法人	—	—	収入割 0.48% 付加価値割 0.77% 資本割 0.33%	収入割 0.48% 付加価値割 0.77% 資本割 0.33%	
		所得金課税法人	③普通法人	(所得) 400万円以下 3.5% 800万円以下 5.3% 800万円超 7.0%	(所得) 400万円以下 3.5% 800万円以下 5.3% 800万円超 7.0%	(所得) 400万円以下 3.5% 800万円以下 5.3% 800万円超 7.0%	(所得) 400万円以下 3.5% 800万円以下 5.3% 800万円超 7.0%	
			④特別法人	(所得) 400万円以下 3.5% 400万円超 4.9%	(所得) 400万円以下 3.5% 400万円超 4.9%	(所得) 400万円以下 3.5% 400万円超 4.9%	(所得) 400万円以下 3.5% 400万円超 4.9%	
			⑤軽減税率不適用法人	普通法人 7.0% 特別法人 4.9%	普通法人 7.0% 特別法人 4.9%	普通法人 7.0% 特別法人 4.9%	普通法人 7.0% 特別法人 4.9%	
			⑥外形標準課税対象法人 (平成16年より)	資本割 0.5% 付加価値割 1.2% 所得割 400万円以下 0.4% 800万円以下 0.7% 800万円超 1.0%	資本割 0.5% 付加価値割 1.2% 所得割 400万円以下 0.4% 800万円以下 0.7% 800万円超 1.0%	資本割 0.5% 付加価値割 1.2% 所得割 1.0% ※令和4年度より 外形標準課税対象法人については、 軽減税率適用なし。	資本割 0.5% 付加価値割 1.2% 所得割 1.0% ※令和4年度より 外形標準課税対象法人については、 軽減税率適用なし。	

(3) 不動産取得税・県たばこ税・ゴルフ場利用税・特別地方消費税・地方消費税

税目 \ 年度			平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	
不動産取得税			本則	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%
			附則	3% (注1)	3% (注1)	3% (注1)	3% (注1)	3% (注1)
県たばこ税 (旧県たばこ消費税)			本則	1,000本につき 860円	1,000本につき 860円	1,000本につき 860円	1,000本につき 860円	1,000本につき 930円
			附則					
ゴルフ場利用税	(旧娯楽施設利用税)	ゴルフ場 (1人1日)	960円～ 400円まで の7段階	960円～ 400円まで の7段階	960円～ 400円まで の7段階	960円～ 400円まで の7段階	960円～ 400円まで の7段階	
		舞踏場、射的場等 (利用料金の)	平成元年(1989年)から廃止					
		ぱちんこ場 (1台につき月額)						
		まあじゃん場 (1卓につき月額)						
		たまつき場 (1台につき月額)						
		スロットマシン場 (1台につき月額)						
		ビンゴゲーム場 (1施設につき月額)						
特別地方消費税 (旧料理飲食等消費税)			平成12年(2000年)から廃止					
地方消費税 (平成9年度から) ※地方消費税率 = 国の消費税率に対する割合			63分の17	63分の17	63分の17	63分の17	63分の17	

(注1) 土地及び住宅の取得は3%、住宅以外の家屋の取得については4%(本則どおり)

(注2) 令和3年10月1日以降の税率

税目			年度	令和元年 (2019年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
不動産取得税			本則	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%
			附則	3% (注1)	3% (注1)	3% (注4)	3% (注4)	3% (注4)
県たばこ税 (旧県たばこ消費税)			本則	1,000本につき 930円	1,000本につき 1,000円	1,000本につき 1,070円 (注5)	1,000本につき 1,070円	1,000本につき 1,070円
			附則					
ゴルフ場 利用税	(旧娯楽 施設 利用税)	ゴルフ場 (1人1日)	960円～ 400円まで の7段階	960円～ 400円まで の7段階	960円～ 400円まで の7段階	960円～ 400円まで の7段階	960円～ 400円まで の7段階	
		舞踏場、射的場等 (利用料金の)	平成元年(1989年)から廃止					
		ぱちんこ場 (1台につき月額)						
		まあじゃん場 (1卓につき月額)						
		たまつき場 (1台につき月額)						
		スロットマシン場 (1台につき月額)						
		ビンゴゲーム場 (1施設につき月額)						
特別地方消費税 (旧料理飲食等消費税)			平成12年(2000年)から廃止					
地方消費税 (平成9年度から) ※地方消費税率 = 国の消費税率に対する割合			78分の22	78分の22	78分の22	78分の22	78分の22	

(注1) 土地及び住宅の取得は3%、住宅以外の家屋の取得については4%(本則どおり)

(注2) 令和3年10月1日以降の税率

(4) 軽油引取税・狩猟税・鉱区税・石油価格調整税・産業廃棄物税・自動車取得税

税目 \ 年度			平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
軽油引取税			本則	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
			附則	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円
			特例					
狩猟税	①③以外の者のうち県民税の所得割の納付を要する者	第1種銃猟免許の登録を受ける者	16,500円	16,500円	16,500円	16,500円	16,500円	16,500円
		網猟免許又はわな猟免許の登録を受ける者	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円
	②③以外の者のうち県民税の所得割の納付を要しない者	第1種銃猟免許の登録を受ける者	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円
		網猟免許又はわな猟免許の登録を受ける者	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円
	③第2種狩猟免許(空気銃)の登録を受ける者		5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円
鉱区税	①砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 (面積100アールごと 年額)	試掘鉱区	200円	200円	200円	200円	200円	200円
		採掘鉱区	400円	400円	400円	400円	400円	400円
	②砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 (面積100アールごと 年額)		200円	200円	200円	200円	200円	200円
	③石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区		①の2/3	①の2/3	①の2/3	①の2/3	①の2/3	①の2/3
石油価格調整税 (法定外普通税)			揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円
産業廃棄物税 (法定外目的税)			産業廃棄物 1トンにつき 1,000円	産業廃棄物 1トンにつき 1,000円	産業廃棄物 1トンにつき 1,000円	産業廃棄物 1トンにつき 1,000円	産業廃棄物 1トンにつき 1,000円	産業廃棄物 1トンにつき 1,000円
自動車取得税			本則	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%
			附則	5.0% (注1)	2.0% (注2)	2.0% (注2)	2.0% (注2)	2.0% (注2)

(注1) 自家用登録自動車に限る

(注2) 営業用登録自動車及び軽自動車に限る

税目			年度	令和元年 (2019年)	令和元年 10月1日以 降	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
軽油引取税		本則		15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
		附則		32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円
		特例							
狩猟税	①③以外の者の うち県民税の 所得割の納付 を要する者	第1種銃猟免許の登録 を受ける者		16,500円	16,500円	16,500円	16,500円	16,500円	16,500円
		網猟免許又はわな猟免 許の登録を受ける者		8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円
	②③以外の者の うち県民税の 所得割の納付 を要しない者	第1種銃猟免許の登録 を受ける者		11,000円	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円
		網猟免許又はわな猟免 許の登録を受ける者		5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円
	③第2種狩猟免許 (空気銃)の登録 を受ける者			5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円
鉱区税	①砂鉱を目的としない 鉱業権の鉱区 (面積100アールごと 年額)		試掘鉱区		200円	200円	200円	200円	200円
			採掘鉱区		400円	400円	400円	400円	400円
	②砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 (面積100アールごと 年額)				200円	200円	200円	200円	200円
	③石油又は可燃性天然ガスを目的と する鉱業権の鉱区				①の2/3	①の2/3	①の2/3	①の2/3	①の2/3
石油価格調整税 (法定外普通税)					揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円
産業廃棄物税 (法定外目的税)					産業廃棄物 1トンにつき 1,000円	産業廃棄物 1トンにつき 1,000円	産業廃棄物 1トンにつき 1,000円	産業廃棄物 1トンにつき 1,000円	産業廃棄物 1トンにつき 1,000円
自動車取得税		本則		3.0%					
		附則		2.0% (注2)					
自動車税環境性能割 (注3)(注4)		自家用車			非課税 ～3.0% (注5)	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%
		営業車			非課税 ～2.0%	2.0% (注6)	2.0% (注6)	2.0% (注6)	2.0% (注3)

(注2) 営業用登録自動車及び軽自動車に限る

(注3) 令和元年10月1日より自動車取得税が廃止され、自動車税環境性能割が導入

(注4) 自動車税環境性能割の税率は燃費基準値達成度等に応じて決定

(注5) 令和元年10月1日～令和3年3月31日までの間に取得した自家用乗用車については、税率が1%軽減

(注6) 営業用登録自動車に限る

(5) 自動車税

税目				年度	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (9月30日まで)
自動車税	乗用車	家用	総排気量 1リットル超～あ 1.5リットル以下	本則	34,500円	34,500円	34,500円	34,500円	34,500円	34,500円
				附則	重課	37,900円	39,600円	39,600円	39,600円	39,600円
					軽課	17,500円	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円
					軽課	26,000円	17,500円	17,500円	17,500円	17,500円
				軽課	平成17年(2005年)から廃止					
			総排気量 1.5リットル超～ 2リットル以下あ	本則	39,500円	39,500円	39,500円	39,500円	39,500円	39,500円
				附則	重課	43,400円	45,400円	45,400円	45,400円	45,400円
					軽課	20,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
					軽課	30,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
				軽課	平成17年(2005年)から廃止					
		営業用	総排気量 1リットル超～あ 1.5リットル以下	本則	8,500円	8,500円	8,500円	8,500円	8,500円	8,500円
				附則	重課	9,300円	9,700円	9,700円	9,700円	9,700円
					軽課	4,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
					軽課	6,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円
				軽課	平成17年(2005年)から廃止					
			最大積載量 4トン超～5トン以下	本則	18,500円	18,500円	18,500円	18,500円	18,500円	18,500円
				附則	重課	20,300円	20,300円	20,300円	20,300円	20,300円
					軽課	9,500円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
					軽課	14,000円	9,500円	9,500円	9,500円	9,500円
				軽課	平成17年(2005年)から廃止					
	バス	営業用	乗員定員 30人超～ 40人以下 (一般乗合用)	本則	14,500円	14,500円	14,500円	14,500円	14,500円	14,500円
				附則	重課					
					軽課	7,500円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
					軽課	11,000円	7,500円	7,500円	7,500円	7,500円
				軽課	平成17年(2005年)から廃止					
		3輪小型 (営業用)		本則	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円
				附則	重課	4,900円	5,100円	5,100円	5,100円	5,100円
					軽課	2,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
					軽課	3,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
				軽課	平成17年(2005年)から廃止					
	(キヤンピング車) 特種用途自動車	家用	総排気量 1リットル超～ 1.5リットル以下	本則	27,600円	27,600円	27,600円	27,600円	27,600円	27,600円
				附則	重課	30,300円	31,700円	31,700円	31,700円	31,700円
					軽課	14,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円
					軽課	21,000円	14,000円	14,000円	14,000円	14,000円
				軽課	平成17年(2005年)から廃止					

税目				年度	令和元年 (10月1日か ら)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
自動車税（注1）（自動車税種別割）	乗用車	家用	総排気量 1リットル超～あ 1.5リットル以下	本則	30,500円	30,500円	30,500円	30,500円	30,500円	
				附則	重課	—	—	—	—	—
					軽課	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円
					軽課	15,500円	15,500円	15,500円	15,500円	15,500円
					軽課	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止
		総排気量 1.5リットル超～ 2リットル以下あ	本則	36,000円	36,000円	36,000円	36,000円	36,000円		
			附則	重課	—	—	—	—	—	
				軽課	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	
				軽課	18,000円	18,000円	18,000円	18,000円	18,000円	
				軽課	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	
	営業用	総排気量 1リットル超～あ 1.5リットル以下	本則	8,500円	8,500円	8,500円	8,500円	8,500円		
			附則	重課	9,700円	9,700円	9,700円	9,700円	9,700円	
				軽課	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	
				軽課	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	
				軽課	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	
	トラック	営業用	最大積載量 4トン超～5トン以下	本則	18,500円	18,500円	18,500円	18,500円	18,500円	
				附則	重課	20,300円	20,300円	20,300円	20,300円	20,300円
					軽課	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
					軽課	9,500円	9,500円	9,500円	9,500円	9,500円
					軽課	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止
	バス	営業用	乗員定員 30人超～ 40人以下 （一般乗合用）	本則	14,500円	14,500円	14,500円	14,500円	14,500円	
				附則	重課					
					軽課	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
					軽課	7,500円	7,500円	7,500円	7,500円	7,500円
					軽課	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止
3輪小型 （営業用）			本則	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円		
			附則	重課	5,100円	5,100円	5,100円	5,100円	5,100円	
				軽課	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	
				軽課	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	
				軽課	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	
（キャンピング 用自動車）	家用	総排気量 1リットル超～ 1.5リットル以下	本則	27,600円	27,600円	27,600円	27,600円	27,600円		
			附則	重課	31,700円	31,700円	31,700円	31,700円	31,700円	
				軽課	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	
				軽課	14,000円	14,000円	14,000円	14,000円	14,000円	
				軽課	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	

（注1）令和元年10月1日より自動車税は自動車税種別割に改正。